

令和2年8月吉日

普通預金口座を新規開設いただくお客さまへ



未利用口座管理手数料新設のご案内

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、口座の不正利用防止の観点等から「未利用口座管理手数料」を新設し、令和2年10月1日以降に新規開設される普通預金口座から導入させていただきますことといたしました。

本手数料はあくまで、令和2年10月1日以降に開設され、未利用状態となった普通預金口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、通常の入出金や口座振替等でお取引されているお客さまの普通預金口座は対象外です。

なお、本手数料の対象となったお客さまの口座におかれましては、口座利用の再開、または今後ご利用予定のない場合は、不正利用防止の観点から解約のご検討をお願いいたします。

【未利用口座管理手数料の対象となる普通預金口座】

下記の①～⑤のすべてに該当する普通預金口座を対象といたします。	
①	令和2年(2020年)10月1日以降に開設された普通預金口座であること。
②	最後のお預入れまたは払戻し（普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない普通預金口座であること。
③	該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること。
④	同一支店で、定期性預金・投資信託・国債・外貨預金・保険など預かり金融資産のお取引がないこと。
⑤	同一支店で、お借入がないこと。

※ 通帳等紛失などによりご利用を停止されている普通預金口座も含まれます。

※ 普通預金口座には、総合口座・決済用普通預金を含み、後見制度支援預金の口座は含みません。

【手数料徴求時のご案内について】

- 上記①～⑤のすべてに該当する口座となった場合、口座名義人に対し文書にてお届出の住所に「ご案内」を送付します。
- 案内後、一定期間（約3カ月）経過後もお取引がない場合に、未利用口座管理手数料として1,200円（年間・消費税別）を当該口座から引落としいたします。
- 翌年以降も口座の未利用状態が続く場合は手数料の対象となります。
 - ※ 送付した「ご案内」が延着したり、または到着しなかった時でも、通常到達したものとみなします。

【口座の自動解約について】

- 手数料引落としの際に口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部とさせていただき、当該口座を自動的に解約します。
- この場合は口座残高以上のご負担および自動解約した後の手続きは必要ございません。
- ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、解約した口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

当金庫では、ご利用のない口座に対する管理手数料をご負担いただくことにより、今後もお客さまにご満足いただけますよう、サービスの維持向上に努めてまいります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本件に対するお問い合わせ
お取引店または業務部

 **0120-880-568** 9:00~17:00
(土日祝を除く)